身体障害者手帳

障害(左欄)	障害の程度(右欄)								
	手帳	をお持	ちのた	が運転	まする	手帳	をお持	ちのた	で生
	場合					計を-	ーにす	る方か	「運転
						するり	場合		
視覚障害	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
聴覚障害	2級	3級				2級	3級		
平衡機能障害	3級					3級			
音声機能障害	3級((喉頭搶	り 出に。	よる音声	5 機能				
	障害がある場合に限る。)								
上肢不自由	1級	2級				1級	2級		
下肢不自由	1級	2級	3級	4 級	5 級	1級	2級	3級	
	6級								
体幹不自由	1級	2級	3級	5級		1級	2級	3級	
乳幼児期以上肢機能	1級	2級				1級	2級		
前の非進行									
性脳病変に移動機能	1級	2級	3級	4 級	5 級	1級	2級	3級	
よる運動機	6級								
能障害									
心臓機能障害	1級	3級				1級	3級		
じん臓機能障害	1級	3級				1級	3級		
呼吸器機能障害	1級	3級				1級	3級		
ぼうこう又は直腸の	1級	3級				1級	3級		
機能障害									
小腸の機能障害	1級	3級				1級	3級		
ヒト免疫ウイルスに	1級	2級	3級			1級	2級	3級	
よる免疫機能障害									
肝機能障害	1級	2級	3級			1級	2級	3級	

複数の障害がある場合は、それぞれの障害の程度が上記対象範囲内であれば減免の 対象になります。

戦傷病者手帳

	障害の程度										
項目	手帳をお持ちの方が運転する 手帳をお持ちの方と生計を										
	場合 一にする方が運転する場合										
視覚障害	特別項症 第 1 項症、第 2 項症、 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 第 4 項症 症 第 3 項症 第 4 項症										
聴覚障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 第 4 項症 症 第 3 項症 第 4 項症										
平衡機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3項症 第 4項症 症 第 3項症 第 4項症										
音声機能障害	特別項症 第 1項症 第 2項症(喉										
	こう頭摘出による音声機能障害が										
	ある場合に限る。)										
上肢不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3項症 症 第 3項症										
下肢不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 第 4 項症 第 5 項症 症 第 3 項症										
	第 6 項症 第 1 款症 第 2 款症										
	第 3款症										
体幹不自由	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 第 4 項症 第 5 項症 症 第 3 項症 第 4 項症										
	第 6 項症 第 1 款症 第 2 款症										
	第 3款症										
心臓機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 症 第 3 項症										
じん臓機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 症 第 3 項症										
呼吸器機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 症 第 3 項症										
ぼうこう又は直	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
腸の機能障害	第 3 項症 症 第 3 項症										
小腸の機能障害	特別項症 第 1 項症 第 2 項症 特別項症 第 1 項症 第 2 項										
	第 3 項症 症 第 3 項症										

療育手帳 総合判定 A

精神障害者保健福祉手帳 1級